

あけぼの

人権が尊重される津市の実現へ向けて

本市ではこれまで、「人権が尊重される津市をつくる条例」や「津市人権教育基本方針」、「津市人権施策基本方針」に基づいて、各学校・園、地域において人権教育を推進してきました。

しかし、残念なことに、2月から3月にかけて市内で外国人に係る差別落書きが連続して発生しました。

差別落書きは、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるとともに、人々に新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を助長したりします。こうした行為は、道徳に反するだけでなく悪質な犯罪行為であり、決して許されるものではありません。

「差別は自分には関係ない」と考えている人もいるかもしれません。本当にそうでしょうか。実は、私たちは日常生活の中で多くの人権問題に出会っています。正しい知識を持ち、相手の立場や状況に自分を重ね合わせてみることで、そのことに気付くことがあります。

私たち一人一人が「人権を守る」ということを自分の問題として考え、お互いの人権を尊重することで、誰もが安心して住むことができる明るい社会がきっと生まれます。

差別落書きが書かれた地域では、スーパーの店頭や駅前啓発物品の配布を行いました。この時、市職員と一緒に、地域の皆さんも配布に協力

していただきました。さらに、差別落書きをテーマに自主的な研修会も実施されています。このような差別をなくしていこうとする市民の思いが、具体的な行動となり、差別のない明るいまちをつくっていくのだと感じています。その営みは地道ではありますが、人と人とのつながりをつくっていくためにも大切なことです。

全ての人々が幸福に暮らすことができるまちづくりのために、まず、自分ができることを始めてみませんか。市民みんなの力で、「人権が尊重される津市」を実現しましょう。



差別落書きなどを**発見**したら

差別的な落書き
などを

発見

連絡

- いつ
- どこで
- どんなことが

●人権課 ☎229-3165

または各総合支所地域振興課(生活課)へ

〔 夜間・休日は

津市役所警備員室 ☎229-3355

〕 または各総合支所夜間窓口へ